

表 IBCにおける税務特典

1.法人税および源泉税に係る特典			有効期間		
減税対象となる収入	① タイ国内または国外の関連会社へのサービス提供による収入(管理サービス、技術支援サービス、その他の支援サービス、財務センター(TC)) ※国際貿易からの収入は対象外		15会計年度		
	② 国内または国外の関連会社から得たロイヤルティ(タイ国内の研究開発で発生したロイヤルティのみ。自社の研究開発でも、委託の研究開発でもよい)				
法人税率と条件 (タイ国内での最低経費)	ROH、IHQ、ITCからIBCへ移行する場合	8%:年間1,500万バーツ		15会計年度	
	IBCに新規申請する場合	8%:年間6,000万バーツ、5%:3億バーツ、3%:6億バーツ			
	※カウントされる運営費はその会計年度で払った全額。年度によって運営費用が上下してもよい。ただし、国際貿易にかかる支出は運営費用に含まれない。				
その他	国内または国外からの配当金の法人所得税が免除				15会計年度
	国内または国外に提供した財務サービスにより得た収入の特別事業税が免除				
	国外の関連会社に対する、IBCからの配当金に係る源泉税が免除				
	国外の関連会社に対する、IBCからの利息の源泉税が免除 (ただし、IBCが当該「国外の関連会社」から資金を借り、別の「国内外の関連会社」に融資する場合に限る。)				
2.個人所得税にかかる特典	IBCに携わる駐在員の個人所得税を35%から15%に減税(歳入局が定めた条件を満たした者のみが対象)				

(出所)タイ歳入局説明会資料